

短期大学評価基準等について

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 委員長
鹿児島女子短期大学 理事長
志賀 啓一



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

はじめに：
本協会による認証評価の目的

本協会による認証評価の目的(1)

認証評価の目的

- 短期大学の教育の質保証を図り、短期大学の主体的改革・改善を支援して、その向上・充実に資すること
- 評価結果の公表によって広く社会の理解と支持を得ること

基本方針

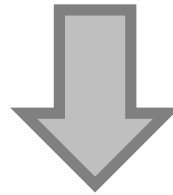
- ① 短期大学評価基準に基づく評価（本協会の評価基準を満たしているか否か）
- ② 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価（①に基づく評価とともに、対話を中心としたピア・レビュー）

➤ 格付け評価やランキング評価ではない。

本協会による認証評価の目的(2)

評価の基本姿勢

- 前記の目的と基本方針を踏まえ、評価校が自らの建学の精神及び教育目的・目標に従って運営されているかどうかを確認する。



- 評価校が掲げる建学の精神及び教育目的等に沿って認証評価を実施することにより、短期大学の自主性を尊重するとともに、その時点での教育の質保証にとどまることなく、将来にわたる短期大学の向上・充実を支援する。

評価の特色

学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

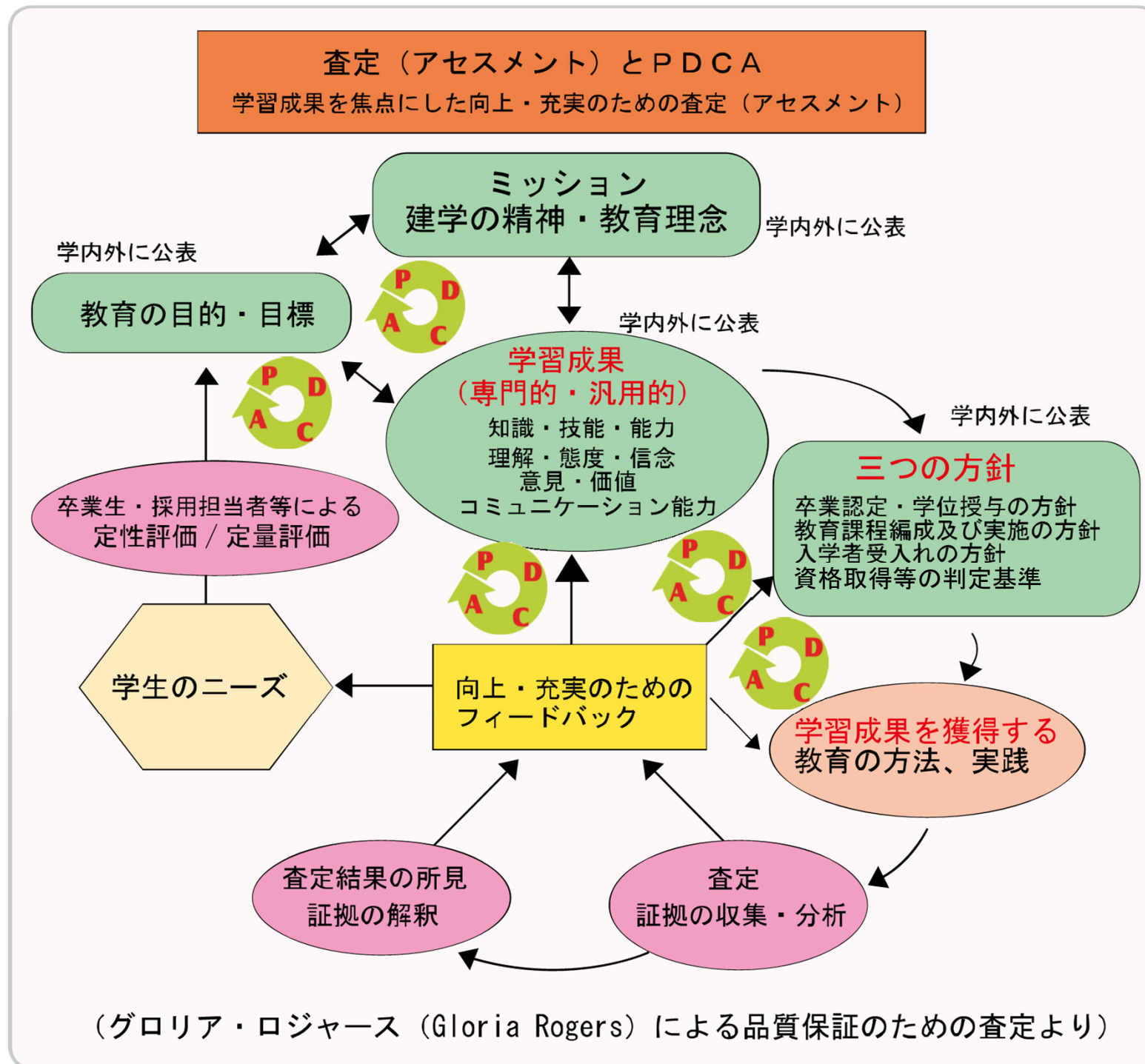
- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来ようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、
①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、
③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見付けた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。

国際通用性を確保した自己点検・評価

- 本協会は、会員短期大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるよう自己点検・評価のための短期大学評価基準をアメリカのACCJCの基準をベースに、本協会の基準、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分、観点と短期大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。
- 短期大学が本協会で認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば短期大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。

短期大学評価基準

- 自らの経営分析による経営の健全化と教育の質保証を図る。
- 教育の質保証は適格認定によって担保されるものではなく、短期大学自身が、社会に対して、学生が獲得できる「学習成果」と「三つの方針」を明確に示し、さらに、この学習成果を求めて入学した学生が教育を受け、卒業後に確実に獲得したことを明確に示すことで、教育の質保証が可能となる。
- 学習成果の獲得は学生の学習水準も影響するので、学習支援についても創意工夫が必要である。
- 学習成果を焦点とする査定の仕組みとPDCAを導入した内部質保証を図った自己点検・評価の公表と向上・充実が重要である。
- 自己点検・評価報告書には、査定とPDCAを日常的に繰り返し、学習成果を向上・充実させている状況を明確に示す。



用語の整合性について

教学マネジメント指針(令和2年1月)の用語解説より

「学修成果」は、プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。「学修成果」は、多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。

教学マネジメント指針では、学修成果、学修目標、教育成果、到達目標といった用語に分け、逆に理解を困難にさせているが、「何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるかということ」を事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの」という本質は学習成果(Student Learning Outcomes)に集約されるものである。評価の際にはこの本質を理解しているかどうかを確認する必要がある。

評価結果

- 評価を受けた時点から次回受審までの7年の期間についての判定は含まれていない。
- 評価時点の経営と教育研究活動の状況からの予測で、評価年度の翌年の入学者が2年後には学習成果を享受して卒業できるか否かの判定である。

短期大学評価基準(令和6年2月改定)

- 短期大学設置基準等の改正(令和4年10月1日施行)及び私立学校法の改正(令和7年4月1日施行)等を踏まえての見直し
- 第4評価期間・令和7年度から適用

[主な改定内容]

- ① 学校法人又は短期大学の関係法令の改正等に速やかに対応できるよう、評価基準の区分の下にある観点を、区分ごとの点検・評価を行う際の具体的な着眼点(「点検・評価の観点」※)とし、分離した。
- ② 法令改正及び①の改定とあわせて、基準、テーマ及び区分の構成等を見直した。(4基準・12テーマ・33区分→4基準・16テーマ・39区分)

※「点検・評価の観点」

「短期大学認証評価 評価校マニュアル」に「短期大学評価基準観点表」(令和7年6月19日短期大学認証評価委員会改定)として掲載。

- 令和7年度評価は自己点検・評価の中心が令和6年度であったことから、「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」は改正前の私立学校法に準拠して行ったが、令和8年度から改正私立学校法に準拠し、実施している。

基準とテーマ(変更)[令和6年2月改定]

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

B 教育の効果

C 社会貢献(新)

D 内部質保証

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

B 学習成果(新)

C 入学者選抜(新)

D 学生支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

B 物的資源

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

D 財的資源

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

A 理事会運営(変更)

B 教学運営(変更)

C ガバナンス

D 情報公表(新)

基準 I 建学の精神と教育の効果

「点検・評価の観点」(R7年度
改定・R8年度から適用)

A 建学の精神

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

B 教育の効果

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I -B-2 学習成果を定めている。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

C 社会貢献

基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

D 内部質保証

基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準 I -D-2 教育の質を保証している。

A 建学の精神

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

[点検・評価の観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

B 教育の効果

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

[点検・評価の観点]

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

基準 I -B-2 学習成果を定めている。

[点検・評価の観点]

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

[点検・評価の観点]

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
 - ② 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - ③ 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。
 - ① 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - ② 教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
 - ① 入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
 - ② 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - ③ 入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

C 社会貢献

基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

[点検・評価の観点]

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ① 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
 - ② 地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - ③ 教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

D 内部質保証

基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

[点検・評価の観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I -D-2 教育の質を保証している。

[点検・評価の観点]

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

- 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。
- 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
- 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
- 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

B 学習成果

- 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。
- 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。
- 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。

C 入学者選抜

- 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。
- 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

D 学生支援

- 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
- 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
- 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。

A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

[点検・評価の観点]

(1)教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学習成果に対応した、授業科目を編成している。

②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。

③シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(2)教育課程の見直しを定期的に行っている。

(3)専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

[点検・評価の観点]

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

[点検・評価の観点]

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

B 学習成果

基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。

[点検・評価の観点]

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。

[点検・評価の観点]

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

[点検・評価の観点]

- (1) GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。

[点検・評価の観点]

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

C 入学者選抜

基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

[点検・評価の観点]

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

[点検・評価の観点]

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

D 学生支援

基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に 行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

- 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。
- 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。
- 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。
- 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。
- 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。
- 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

B 物的資源

- 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
- 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

- 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

D 財的資源

- 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。
- 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。

[点検・評価の観点]

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。

[点検・評価の観点]

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。

[点検・評価の観点]

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。

[点検・評価の観点]

- (1)教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2)教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3)指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

[点検・評価の観点]

- (1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3)教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4)教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

[点検・評価の観点]

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

[点検・評価の観点]

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピューター教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

[点検・評価の観点]

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費を適切に措置している。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- ⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

[点検・評価の観点]

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑦ 学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

[点検・評価の観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

A 理事会運営

基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

B 教学運営

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

C ガバナンス

基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

D 情報公表

基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

A 理事会運営

基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

[点検・評価の観点]

- (1)理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

[点検・評価の観点]

- (1)理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2)理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3)理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4)理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5)理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (6)理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等(内部統制体制)を文部科学省令に基づき整備している。

基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

[点検・評価の観点]

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

B 教学運営

基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

[点検・評価の観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

[点検・評価の観点]

(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。

- ① 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ② 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ③ 学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ④ 教授会議事録を整備している。
- ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
- (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
- (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

[点検・評価の観点]

- (1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。
- (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
- (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

[点検・評価の観点]

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
- (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

D 情報公表

基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

[点検・評価の観点]

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。

- 専門職短期大学
- 公立短期大学

上記について適用される評価基準等が別に設定されている。

詳細は、本協会ウェブサイト「評価員専用ページ」掲載の以下を参照されたい。

「短期大学評価基準」

- 『短期大学認証評価関係資料集』34～35ページ

「短期大学評価基準観点表」

- 『評価校マニュアル』（令和9年度用）42～48ページ

内部質保証ループバック

「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について

(平成30年6月14日認証評価委員会承認)

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があり、本協会では、第3評価期間からこの内部質保証を重点項目として評価することとしています。
- このため、「内部質保証ルーブリック」（以下「ルーブリック」という。）を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。（評価校がルーブリック評価をする）
- また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。（評価員がルーブリック評価をする）
- 「ルーブリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

○「内部質保証ルーブリック」の取扱い

- ①「ルーブリック」は、評価校及び評価員に配布する。
- ②それぞれが自己点検・評価報告書等を基にチェックを行い、現状等を確認する。
- ③確認後は、それぞれが評価判定の内部資料として活用する。
- ④作成した「ルーブリック」は、非公表とする。

○ 評価校での取扱い

- ①評価校は、作成した自己点検・評価報告書を基に「ルーブリック」を用いて項目1～4について評価する。
- ②チェックした各項目のLevelの内容が、自己点検・評価報告書の基準Ⅰに、評価員が評価できる記述（現状及び高いLevelへの取組）となっているか確認する。また、基準Ⅰと関連する他の基準にその詳細が記述されているか確認する。
- ③評価した「ルーブリック」は評価校の内部資料とする。

○ 評価員の取扱い

- ①評価員は、提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査を基に「ルーブリック」により評価し、判定欄を基に「三つの意見」等に記述する。
 - ・ 報告書等を基に作成した「ルーブリック」の該当項目について、訪問調査時に、現状について確認する。
 - ・ レベルアップ(LevelⅣ)を目指して取り組むよう助言を行う。
 - ・ 基準別評価票に、現状及び判定を記入する。
- ②本協会に基準別評価票とともに「ルーブリック」も提出する。

(関連資料)

1. 内部質保証ルーブリック
2. 【参考】「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について

内部質保証ルーブリック

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1 進学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	☐ 進学の精神を公表している。 ☐ ステークホルダーが認識できるよう努めている。	☒ 進学の精神を公表している。 ☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。 ☐ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☐ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	☒ 進学の精神を公表している。 ☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。 ☒ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☒ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 ☐ 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。	☒ 進学の精神を公表している。 ☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。 ☒ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ☒ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 ☒ 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。 ☐ 進学の精神を定期的に確認している。
2 学習成果を定めている。	☐ 学習成果を定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	☒ 学習成果を定めている。 ☒ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	☒ 学習成果を定めている。 ☒ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☒ 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。 ☐ 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	☒ 学習成果を定めている。 ☒ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ☒ 学習成果の獲得状況を評価する仕組みを定めている。 ☒ 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。 ☐ 学習成果及びその獲得状況を学内外に公表に努めている。 ☐ 学習成果を定期的に点検する仕組みがある。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	☐ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 ☐ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているが精査する仕組みがある。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 ☒ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているが精査する仕組みがある。 ☐ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 ☒ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているが精査する仕組みがある。 ☒ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。 ☐ 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	☐ 一部の室で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る定めの仕組みが機能している。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の一部で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る定めの仕組みが機能している。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る組織的な定めの仕組みが確立され、おおむね機能している。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。	☐ 理事長のリーダーシップの下、教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る定めの組織的な仕組みが確立され、機能している。 ☐ 上記の項目1～3全てにチェックがある。
判定 （「三つの意見」等に記載）	☐ 項目1～3にチェックの入らない項目が1つでもある場合：基準ⅠのテーマC「内部質保証」の「早急に改善を要すると判断される事項」において改善を促す。 ☐ 教育の質保証を図る定めの仕組みが一部の室に限られている場合：「向上・充実のための課題」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定めの仕組みにするよう改善を促す。	☐ 教育の質保証を図る定めの仕組みが教育研究実施組織等の一部にとどまっている場合：基準Ⅰの「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定めの仕組みにするよう改善を促す。	☐ 項目4の両方にチェックが入った場合：基準Ⅰの「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定めの仕組みであることを評価する。	☐ 項目4の両方にチェックが入った場合：基準ⅠのテーマD「内部質保証」の「特に優れた実践と評価できる事項」において評価する。

【注】：「教育研究実施組織」は短期大学設置基準第20条の定義による。

「内部質保証ルーブリックについて」

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。本協会では、第3評価期間から、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
 - 短期大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関わるものとなっている。
 - しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
 - 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書への積極的な記述を期待する。
 - なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、全ての短期大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。
- ※1. 項目2-Ⅳの「フィードバックする仕組み」とは、課題をフィードバックし解決する仕組みをいう。
- ※2. 項目4-Ⅳについては、教育研究実施組織等の全組織で学習成果を学生に示す必要があり、理事長のガバナンスにより学習成果の獲得を可能にする仕組みが確立し、機能しているかを評価するものである。

【参考】**「内部質保証ルーブリック」による自己点検・評価等について**

毎年度の自己点検・評価において、短期大学は「内部質保証ルーブリック」の各項目を参照し、自校が各項目のどのレベル（Ⅰ～Ⅳ）にあるか、その現状を確認し、より高いレベルに到達できるよう向上・充実への取組みに活用してください。また、取組みの結果については自己点検・評価報告書への積極的な反映も期待されます。

なお、下表「「内部質保証ルーブリック」（項目）と短期大学評価基準（区分）の対応関係」以外に、自己点検・評価に関連する短期大学評価基準（区分）があれば、それらの点検・評価においても内部質保証ルーブリックを活用し、向上・充実に生かしてください。

「内部質保証ルーブリック」（項目）と短期大学評価基準（区分）の対応関係

項目		区分
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。
2	学習成果を定めている。	基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

ご清聴ありがとうございました。